

広報久留米編集・発信補助業務委託公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「広報久留米編集・発信補助業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 広報久留米編集・発信補助業務
- (2) 業務内容 別紙「**広報久留米編集・発信補助業務仕様書**」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 業務場所 久留米市総合政策部広報戦略課

3. 提案上限額

提案上限額は、12,913,340 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式 公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

令和 6 年 12 月 4 日(水)	公募開始
令和 6 年 12 月 12 日(木)	質問書受付締切
令和 6 年 12 月 16 日(月)	質問書に対する回答
令和 6 年 12 月 19 日(木)	参加申込書提出締切
令和 7 年 1 月 8 日(水)【予定】	資格審査の結果通知
令和 7 年 1 月 15 日(水)	企画提案書等の提出締切
令和 7 年 1 月 20 日(月)【予定】	プレゼンテーション実施
令和 7 年 1 月 22 日(水)【予定】	審査結果通知書の送付
令和 7 年 1 月 24 日(金)【予定】	契約締結

※受付時間はいずれも平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

※実施期間または期日については、変更することがある。

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 福岡県内に本社(本店)又は支店・営業所等があること。
- (2) 本業務における関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行う能力を有するとともに、提案内容を確実に遂行できること。
- (3) 令和 4 年度以降に、同種又は類似の業務を受託し、完遂した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。

- (5) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (7) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 … 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・ 久留米市以外 … 県税
- (8) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第 1 号）を電子メールに添付して「16. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は一切受け付けない。また、質問期限以降の質問は一切受け付けない。

(2) 質問期限 令和 6 年 12 月 12 日（木）午後 5 時 00 分まで（必着）

(3) 回答方法 令和 6 年 12 月 16 日（月）午後 5 時 00 分までに、市ホームページに質問事項及び回答内容を公表するものとする。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、キ、クは参加申込期限から 3 カ月以内に発行されたものに限る。なお、提出書類に不備等があった場合は失格とみなす。

ア 参加申込書（様式第 2 号）	1 部
イ 会社概要（様式第 3 号）	1 部
ウ 参加資格調書（様式第 4 号）	1 部
エ 業務実績調書（様式第 5 号）	1 部
オ 委任状（様式第 6 号）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）	1 部
カ 役員等調書及び照会承諾書（様式第 7 号）	1 部
キ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1 部
ク 納税（滞納なし）証明書（下記参照）	1 部

ケ	企画提案書（「9. 企画提案書作成方法」を参照）	6 部
コ	価格提案書（様式第8号）	1 部
サ	価格提案書の内訳書（任意様式）	1 部
シ	主担当者の経歴表（様式第9号）	1 部

納税等証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分			税区分		納税等証明書	
市内	市外(県内)	市外(県外)		税目	法人	個人
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3 の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3 の2）
○	○	×	福岡県税	法人事務税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
○	×	×	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
○(個人の場合のみ)	×	×	久留米国保	国民健康保険	—	

（例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例2：市内・個人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明」を提出）

（例3：市外かつ県内の営業所で申請する法人の場合、「国税等」「福岡県税」の証明を提出）

（例4：県外の営業所で申請する法人の場合、「国税等」の証明を提出）

(2) 提出期間及び時間

- ・ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク

令和6年12月4日（水）から12月19日（木）までの午前9時00分から午後5時00分まで（必着）とする。ただし、土日祝日を除く。

- ・ケ、コ、サ、シ

令和6年12月4日（水）から令和7年1月15日（水）までの午前9時00分から午後5時00分まで（必着）とする。ただし、土日祝日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。消印は認めない。郵便事故等については、久留米市はその責めを負わない。

(4) 提出先 「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

(1) 書類の形式等

- ア 表紙 「広報久留米編集・発信補助業務企画提案書」と記載すること。
- イ 様式 A4版縦型・両面印刷可・長編綴じ。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
- ウ 文字 フォントサイズ11ポイント以上・横書き（ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない）。
- エ 提出部数 6部（正1部、副5部）。副5部は会社名を除く。また、提案書の電子データをCD-RかDVD-Rに格納し1枚提出すること。
- オ 制限枚数 表紙含め20枚以内とし、簡潔に記載すること。なお、文章を補完するためにイメージ図又は写真、図面等を使用して差し支えないが、制限枚数の範囲に収めること。
- カ ページ番号 企画提案書には必ずページ番号を付けること。

(2) 企画提案を求める項目

提案書は、以下に示す構成とすること。①から④は任意の様式で、⑤は様式第5号に記載すること。

- ① 基本方針 本事業の目的、実施内容
- ② スケジュール 契約から事業実施、実績報告までの全体的なスケジュール
- ③ 業務遂行体制 体制図（指揮命令系統やバックアップ体制、研修体制）や、主担当者の紙面編集やユニバーサル支援などの能力や実績
- ④ 追加提案 その他、紙面製作や技術提供など見積上限額の範囲内において、本市にとって有効な提案があれば記載（イベントカレンダーのレイアウト案の提案なども可）
- ⑤ 業務実績 本事業と同種・類似の事業を受託した過去の実績等

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に本プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) プレゼンテーション実施日 令和7年1月20日（月）予定
- (2) 実施場所 企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
- (3) 提案時間 20分以内
- (4) 質疑応答 10分程度
- (5) 参加人数 3人以内

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

(6) 留意事項

- ア プレゼンテーションでは、企画提案書により提案内容を説明すること。説明にあたってスクリーンに投影する方法で提案説明を行うことも可能とす

る。その場合、パソコンは提案者が用意すること。※プロジェクター及びスクリーンは市が準備する。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上への会社名の記載は行わないこと。

(7) 評価項目及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる評価項目及び配点は、次表のとおりとする。

		評価項目	評価内容	配点
企画提案	①	基本方針	業務目的、内容、実施条件等に対する理解、意欲、積極性が認められるか	5点
	②	スケジュール	契約から事業実施、実績報告までの全体的なスケジュールが提案されているか	5点
	③	業務遂行体制	提案された業務を実施できる体制が整えられているか	10点
			主担当者は、紙面編集など同種業務の実績があり、業務を実施するのに十分な能力があるか	20点
			主担当者は、ユニバーサル支援など同種業務の実績があり、業務を実施するのに十分な能力があるか	20点
	④	追加提案	本市にとって有益な提案があるか(イベントカレンダーのレイアウト案の提案なども可)	10点
業務実績			本事業と同種・類似の事業を受託した過去の実績等	20点
価格提案			配点×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格) ※小数点第1位以下切捨て	10点
合計				100点

1 1. 候補者の選定方法

(1) 失格者を除いた者のうち、評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、評価点の合計が6割以上の者が1者もない場合は本プロポーザルを中止することがある。なお、応募者が1者でもプロポーザルは実施する。

(2) 合計点と同じ場合は、価格提案以外の項目の評価点の合計が最も高い者を候補者とする。

1 2. 審査結果

(1) 通知方法 審査を行った全ての者に文書にて通知するとともに、久留米市ホームページに掲載する。

(2) 通知時期 令和7年1月22日(水)(予定)

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が「3. 提案上限額」を超過した場合
- (7) 評価点が 6 割未満の場合

1 4. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 24 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 5. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、「1 6. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類及び費用

ア 提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザルに係る審査以外に利用しない。

エ 本提案に係る書類及び提出費用など、必要な経費はすべて提案者の負担とする。また、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した費用を実行委員会に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については市が必要と認める場合には、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 契約

候補者選定後、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議を含む契約締結協議を行うこととし、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、選定された者が契約締結までの間に、市から入札参加資格停止の処分を受けた場合など参加資格要件を満たさなくなったと認められたときには、次順位者を候補者として交渉することとする。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

本契約に係る費用の支払については、原則として月次払いとする。

(5) 契約保証金

受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、久留米市契約事務規則第27条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

(6) 異議申立

参加者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 予算の議決

本件の契約には、令和7年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

(7) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 再委託

本業務の実施にあたり、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ市に書面による承諾を得た時は、この限りではない。

(9) 誓約書の提出

候補者は契約の再暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

16. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3

久留米市広報戦略課 担当：上原、早野

電話：0942-309119、FAX：0942-309702

E-mail：kouhou@city.kurume.lg.jp